

經濟論叢

第164卷 第6号
中居文治教授記念號

献 辞	西 村 周 三	
米国における法的資本制度・ 分配規制・会計規定	西 田 博	1
債務負担行為の会計学	醍 醐 聰	41
創造的会計とその社会的監視	小 野 武 美	66
利益予測に対する自己防衛行動	富 田 知 嗣	86
戦略的計画設定と予算管理との結合	上 總 康 行	103
アメリカにおける利益測定論の展開	藤 井 秀 樹	125
企業不正支出の資産性に対する理論的考察	宮 本 幸 平	145
持分概念の曖昧さと会計実務における弾力性	池 田 幸 典	160

中居文治 教授 略歴・著作目録

平成11年12月

京 都 大 學 經 濟 學 會

持分概念の曖昧さと会計実務における弾力性

——自社の株式を対象とした
売建プット・オプション取引を素材として——

池 田 幸 典

I は じ め に

米国財務会計基準審議会（以下「FASB」と略称）の概念フレームワークにおいては、持分が残余として、かつ総額として曖昧に定義され（FASB [1985], pars. 49, 50, 214, 平松・広瀬訳, 308, 384ページ）、持分の内訳項目が定義されない。そのため、このような状況においては、単に「持分（あるいは持分の減少）として処理すべし」と規定する会計ルールが生じる可能性がある。このようなルールが生じた場合、実務において企業は当該ルールにいかに対応するのであろうか。

本稿では、単に「持分（あるいは持分の減少）として処理すべし」と規定する会計ルールに対する実務の反応について、「自社の株式を対象とした売建プット・オプション（put option written on an enterprise's own stock）」¹⁾（以下「POW」と略称）²⁾の取引に関する会計処理実務を素材として検討する³⁾。

1) “enterprise's own stock”という語は，“company's own stock”（EITF [1995], pp. 775-776A）、あるいは“company's own capital stock”（APB [1966], par. 28）とも呼ばれ、「自己株式」と「発行済株式」と「未発行株式」を包含する。他社の株式ではない「自社の株式」を指す語であるため、本稿では，“enterprise's own stock”（あるいはそれに類する語）に対して、「自社の株式」という訳語をあてることにする（池田 [1999], 67ページ, 注6）。なお、訳語については、野口 [1999], 21ページ, 23ページを参考にしている。

2) 本稿では、「自社の株式を対象とした売建プット・オプション」のことを、日本における先行研究（梶田 [1997], 徳賞 [1997]）に従い、「POW」と略称する。そして、POWに関する取引を「POW取引」と略称し、POWの対象となった株式を「POW株式」（ただし、POW株式は

II POW取引の概要

POW取引は、株式オプションの一種であるが、株式を発行した企業がライター（売手）としてプット・オプションを売却する取引である。よって、POW取引においては、ライターはオプション料を受け取る代わりに自社の株式（発行済株式）を購入する義務を負うことになり、いっぽう、ホルダー（買手）は保有する株式を発行会社に売却する権利を、対価と引き換えに得ることになる。それでは、POW取引とは、いかなる仕組みを持った取引なのか。取引例を用いて説明する（設例は第1表を参照）。

第1表の設例からわかるように、1株当たり株価がオプションの行使価格を超えれば（設例の（ウ-1）の場合）、何の義務も負わずにオプション料を受け取ることができるが、株式は買戻されない。また、1株当たり株価が、正味自己株式取得コストを超えるがオプションの行使価格を超えない（つまり、設例において（ウ-3）の帰結①となる）場合には、POWのライターにとっての自社発行株式の購入コストは、結果的に減少することになる。ただし、（ウ-3）の帰結②および帰結③の場合には、正味自己株式取得コストが固定される（設例の場合は1株当たり70ドルで固定される）が、その場合の自己株式取得コストは、市場で自社発行株式を買戻した場合の自己株式取得コストを超えるため、POW取引の利用が裏目に出た結果に終わる。

III POW取引に関するルール

FASBの緊急問題タスク・フォース（Emerging Issues Task Force、以下「EITF」と略称）は、POW取引の会計問題について論じ、合意事項を定めており、その合意事項が米国における現行ルールとなっているが、それがIssue 96-13における合意事項（EITF [1997]、以下「EITF 96-13」と略

には、POWは含まれない」と略称する。

3) なお、POW取引については、会計以外の問題も存在するが、この点については本稿の検討課題とはしない。

称)⁴⁾である。この EITF 96-13 は、過去の合意事項を統合しており、POW 取引に関しては、Issue 87-31 における合意事項 (EITF [1987]、以下「EITF 87-31」と略称)⁵⁾と、Issue 96-1 における合意事項 (EITF [1996]、以下「EITF 96-1」と略称)⁶⁾を含んでいる。そこで、以下では、EITF 87-31、EITF 96-1、および EITF 96-13 の内容を概観する。

EITF 87-31 では、自社の株式の取引を全て資本取引とみなす、米国公認会計士協会 (以下「AICPA」と略称) の会計原則審議会 (以下「APB」と略称) 意見書第9号「経営成果の報告」(APB [1966], par. 28) に従い、POW 取引を資本取引とみなし、POW を通常の持分である「恒久的持分 (permanent equity)」とする。したがって、POW 取引から損益は発生せず、POW が行使された時の償還コストの増大は持分を通じて認識され、いっぽう、POW が行使されなかった時には、受け取ったオプション料は持分として処理される。そして、決算時においては POW に関して公正価値評価を行わない。また、POW 株式は、「償還優先株式を持分から除外すべし」と規定する、米国証券取引委員会 (以下「SEC」と略称) の会計連続通牒第268号「財務諸表における「償還優先株式」の表示」⁷⁾ (SEC [1979]) を類推適用し、持分から除外し、負債と持分の中間項目である「暫定的持分 (temporary equity)」として表示する (このことを「再分類」と呼ぶ)⁸⁾。

4) なお、EITF 96-13 の詳細とその問題点については、池田 [1999] を参照。

5) なお、この合意事項の詳細については、梶田 [1996] を参照。

6) なお、この合意事項の詳細については、次を参照。Beier and Herz [1997], pp. 59-62, 荻・川本 [1997] 233-234ページ。

7) 「償還優先株式」とは、会計連続通牒第268号における定義によると、次の条件のうち1つ以上を満たす優先株式のことである (SEC [1979], p. 1413)。

(1) 一定の金額で、一定の期日・期間に償還しなければならない優先株式。

(2) ホルダー (holder) が任意に償還請求できる優先株式。

(3) 発行者 (issuer) のみでコントロールできない償還条件をもつ優先株式。

8) 会計連続通牒第268号の規定は、償還優先株式を持分から除外することを規定するだけであり、暫定的持分に計上することを規定していないが、負債とすべきことを規定していないため、償還優先株式は持分でなく負債でもない項目に計上されることになる。しかし、会計連続通牒第268号は単なる表示の規定であり、表示の方法を除けば、発行者の持分として扱われる (FASB [1990], par. 207)。

いっぽう、EITF 96-1 は、EITF 87-31 が定められた後の、金融商品の高度化に対応したものであり、決済方法⁹⁾が多様化した POW 取引について扱っている。EITF 96-1 では、現金決済のみが要求される場合、またはホルダーに現金決済と株式決済（現物決済ないし純額現物決済）¹⁰⁾を認める場合には、POW は負債として処理され、POW 取引について損益が認識される。いっぽう、株式決済を要求する場合、またはライターに現金決済と株式決済の選択を認める場合には、EITF 87-31 を適用する。

そして EITF 96-13 では、規定がさらに細分化され、現物決済と純額現物決済との選択を持つ場合についても規定される。EITF 96-13 において、POW 取引の会計処理は3つに大別され、これを図示すると第1表ようになる。

ここで、本稿との関連において問題となるのは、EITF ルールが、POW 株式の相手勘定に関して「持分の減少とすべし」としか定めず、そして POW の会計処理に関しても「持分の増加とすべし」としか定めていないことである¹¹⁾。そのため、実務においては、これらの項目についてどの持分項目をどれだけ増減させるかについて、問題が提起される。次節では、主にこの点に着目し、POW 取引に関する会計実務について検討していくことにする。

9) EITF の現行ルールは、決済方法として、「現物決済 (physical settlement)」、「純額現物決済 (net share settlement)」、「純額現金決済 (net cash settlement)」という3つを挙げている (EITF [1997], p. 871)。POW に関して説明すると、現物決済とは、POW 行使時に、ホルダーが株式を引渡し、ライターが現金を支払う方法である。純額現物決済とは、POW 行使時に、損失が生じた当事者 (ライター) が、利益が生じた相手方 (ホルダー) に、当該利益に相当する株式数 (時価に基づき計算した株式数) を引渡す方法である。また、純額現金決済とは、POW 行使時に、損失が生じた当事者 (ライター) が、利益が生じた相手方 (ホルダー) に、当該利益に相当する現金を引渡す方法であり、株式の交換はなされない。

10) 本稿において、「株式決済」とは、「現物決済」「純額現物決済」の両者を含むものとする。

11) EITF ルールに関する他の問題は、池田 [1999]、75-82ページを参照。なお、EITF が持分内部における POW 株式の相手勘定や POW の区分を論じた形跡は見当たらない。なぜなら、EITF 96-13 における POW 取引の会計処理に関する規定の中では、「拠出資本」の語が用いられている部分が1箇所だけある (EITF [1997], p. 874B) が、それ以外の部分ではすべて「持分」の語が用いられており、「拠出資本」と「持分」の不整合が存在する (池田 [1999]、77ページ、注16) からである。仮に EITF が持分内部の区分を論じたのであれば、このような不整合は生じないであろうと考えられる。

第1表 POW取引の設例

164 (832)

第164巻 第6号

(ア) X社の株式は1株当たり100ドルで取引されているが、そのうちの1株につき、1株当たり10ドルのプレミアムでPOW取引を行う。このPOW契約は、ホルダーに対し、X社の株式を1株当たり80ドルで売却する権利を与えるものであるとする。よって、X社が受け取るオプション料は10ドル、X社の要償還額（これを「POW株式」と呼ぶ）は80ドルとなる。なお、便宜上、設例では故意に数値を小さくしている。				
(イ) 決算時に、このオプションの価格が、例えば1株当たり10ドルから1株当たり5ドルになった場合、5ドルの未実現利得が生じる。				
(ウ) 取引が終了する際に、その時点の株価によって、下記の(ウ-1)(ウ-2)(ウ-3)の3つの結果のうち、いずれか1つが生ずる。				
1株当たり80ドルを超える場合		1株当たり80ドル以下の場合		
(ウ-1) X社の株価が1株当たり80ドルを超え、POWがアウト・オブ・ザ・マネーの状態になる場合、ホルダーはPOWを行使せず、POW株式に関する償還義務は消滅し、X社は10ドルの現金を保留することになる。	(ウ-2) POWが行使される前にX社がPOWを全て市場で買戻す場合(注)、この時点でのPOWの市場価格が1株当たり8ドルであるとすると、8ドルを支払うことになり、結局2ドルの現金がX社に残ることになる。POW株式に関する償還義務は消滅する。	(ウ-3) POWがアット・ザ・マネーもしくはイン・ザ・マネーの状態である場合、つまり1株当たり80ドル以下である時に満期を迎えた場合である。ホルダーはPOWを行使し、この時点でのX社株式の市場価格が1株当たりいくらであろうとも（ただし1株当たり80ドル以下である）、X社は1株当たり80ドルで自社発行の普通株式を償還しなければならず、償還損失が発生する。(ウ-3)の場合、取引終了時点の株価によって、さらに3つの帰結を生む。		
		1株当たり70ドル超80ドル以下の場合	1株当たり70ドルの場合	1株当たり70ドル未満の場合
		(帰結1) X社の株式が1株当たり70ドルを超え80ドル以下である場合、たとえば、X社の株式が1株当たり80ドルの場合、X社は自己株式を1株当たり80ドルで取得し、償還に関する損益はゼロとなる。既にプレミアム料として10ドルを受け取っているため、X社は、POW取引によって、10ドルだけ自己株式取得コストを減少させることができた。	(帰結2) X社の株式が1株当たり70ドルの場合、X社は1株当たり80ドルで自社発行の株式を買戻さねばならず、償還損失は(80ドル-70ドル)=10ドルとなる。先にプレミアムとして10ドルを受け取っているため、償還損失が受取プレミアムと相殺され、X社の自己株式取得コストは、市場で自社発行の株式を購入した場合と同じになる。	(帰結3) X社の株式が1株当たり70ドルを下回る場合、たとえば1株当たり50ドルの場合、POWのホルダーはPOWを行使し、X社は1株当たり80ドルで自社発行の株式を買戻さねばならず、償還損失は(80ドル-50ドル)=30ドルとなる。先にプレミアムとして10ドルを受け取っているため、X社は、(30ドル-10ドル)=20ドルだけ自己株式取得コストを増加させることになる。

注：この場合、POW取引を行った企業（ライター）は、投資家（ホルダー）による行使によって生じる不利益の方が、POWが行使される前にPOWを買戻すことによる不利益よりも大きいと考えているものと思われる。よってこの場合、POWが買戻される時点の株価は、行使価格（本設例では1株当たり80ドル）よりも低いものと考えられる。
 出典：Schneider and McCarthy [1995], pp. 22-23 を参考に作成。

IV 米国における会計処理実務

ここでは、POW取引（POW取引に類似するが厳密にはPOW取引ではない、償還株式やプット・ワラント¹²⁾などの取引については除外している）に関する米国における会計処理実務について、AICPAが発行している *Accounting Trends & Techniques* を主に参考にして検討する¹³⁾。なお、POW取引の記述が *Accounting Trends & Techniques* に現れるのは1993年版からであったため、1993年版以降の *Accounting Trends & Techniques* を参考にし、さらに、POW取引の記述が *Accounting Trends & Techniques* に現れた企業のアニュアル・レポートを、入手できる範囲で参考にする¹⁴⁾。

本稿における論述の都合上、次の諸点を検討する¹⁵⁾。

- ① POWの貸方の区分
- ② POW取引開始時点における、POW株式の貸方の区分
- ③ POW取引開始時点における、POW株式の相手勘定に関する借方の区分
- ④ 財務諸表本体における（POWおよびPOW株式の）公正価値評価（単なる注記開示はここに含まれない）
- ⑤ 取引終了時のPOWの処理

12) プット・ワラント (put warrant) とは、POWとワラントの両方の性質を持った金融商品であり、ホルダーはワラント部分を行使して株式を取得するか、POW部分を行使して株式をライター（株式の発行者）に売却することができる。また、株式取得のためのワラントの行使と、その支払のための株式のライターへの売却を、同時に行うことができる場合もある (EITF [1997], pp. 874E-874F)。プット・ワラントについての現在の会計ルールは EITF96-13 であるが、非公開会社については旧ルール (EITF [1988]) を用いることもできる (EITF [1997], p. 874F)。

13) 各事例は *Accounting Trends and Techniques* に掲載された順番ではなく、取引開始年度順に紹介されている。

14) 1992年以前のデータについては株主用アニュアル・レポートを参照し、1993年以降のデータについては SEC の EDGAR システム (Electronic Data Gathering, Analysis, and Retrieval system, <http://www.sec.gov/edaux/searches.htm>) から入手した SEC の Form 10-K、もしくは Form 10-K405 のアニュアル・レポートを参照した。

15) なお、取引の目的に関する記述も検討すべき点として考えられるが、POW取引では取引の目的は会計処理に関係しないと考えられるので、ここでは検討対象としない。

また、決済方法に関する言及は、EITF ルールへの準拠を検討する手掛りとなるので、決済方法に言及している場合は、その旨を示すことにする。

なお、各事例について考えられる仕訳については、紙幅の都合上、示すことができなかった。

(1) The Boeing Company の事例¹⁶⁾

Boeing は、1992年のアニュアル・レポートにおいて、「全てのプット・オプションが行使された場合に支払わなければならない金額（POW 株式のことを指す）」の1億7500万ドルを、追加払込資本から除外し、“contingent stock repurchase commitment”という名称で暫定的持分項目に計上し、負債と持分の中間に開示している。また、POW に該当するプレミアム収入金額の1500万ドルを、“cash received on put options”という項目で、払込資本として計上している。しかし、1993年のアニュアル・レポートにおいては、POW 株式に相当する金額（1億7500万ドル）は存在するが、POW（1500万ドル）は独立開示されず追加払込資本に計上されたままになっている。さらに1994年にはPOW が満期を迎え、POW 株式は消滅するが、POW の金額は依然として追加払込資本に計上されたままになっている。

(2) McDonald's Corporation の事例¹⁷⁾

McDonald は、1992年のアニュアル・レポートにおいて、POW 株式に該当する9400万ドルを“common equity put options”として、負債と持分の中間に開示した。受け取ったプレミアムは「暫定的持分に再分類された9400万ドル」（Schneider and McCarthy [1995], p. 27)¹⁸⁾と相殺され、正味持分減少額の

16) この部分の記述は、次を参考にした。AICPA [1993], p. 243, Schneider and McCarthy [1995], p. 27, *Annual Report of Boeing Company, 1992-1994*.

17) この部分の記述は、次を参考にした。AICPA [1993], p. 424, AICPA [1995], p. 284, AICPA [1999], p. 257, Schneider and McCarthy [1995], p. 27, *Annual Report of McDonld's Corporation, 1992-1999*.

18) なお、McDonald のアニュアル・レポートでは、POW 株式の金額が「その他の長期負債」ノ

9150万ドルが、株主持分計算書の「自己普通株式」に記録された。よって、受け取ったプレミアムの金額は250万ドルと思われるが、明確には開示されない。また、満期になった POW に関する会計処理は行われず、依然として自己普通株式の減少として計上されたままになっている。同社は、それ以降も POW 取引を行い、1992年の場合と同様の会計処理を行っている。

(3) Gerber Products Company の事例¹⁹⁾

Gerber Products は1992年に、自社発行の普通株式30万株に対して1株当たり平均行使価格31ドルで、POW を発行した。行使価格の総額（本稿では POW 株式と呼んでいる）である930万ドルは流動負債に含まれ（ただし POW 株式の独立開示はなされない）、それに伴い持分の減少は POW の金額と相殺され、普通株式の減少75万ドル、および留保利益の減少837万ドルとして計上される。POW の金額は18万ドルと思われるが、明確には開示されない²⁰⁾。

(4) Dixie Yarns, Inc. (1997年より、Dixie Group と名称変更) の事例²¹⁾

Dixie Yarns は1993年に、企業買収に際して普通株式102万9446株を発行した。この普通株式は、2年後に株式を同社に一定価格で売却する権利と同様の、普通株式に関する権利を条件として発行された。同社はこの株式（1817万7958

、からも「株主持分」からも除外されているのみであり、この金額が暫定的持分であるか否かについては明瞭ではない。よって、POW 株式に該当する金額（9400万ドル）を「暫定的持分」と呼ぶのは、Schneider and McCarthy [1995] における当該記述によるものである。

19) この部分の記述は、次を参考にした。AICPA [1994], p. 439, *Annual Report of Gerber Products Company*, 1993. なお、Gerber Products は1994年に Sandoz Ltd. に合併され、さらに Gerber Products は現在、Sandoz と Ciba-Geigy Ltd. との合併により1996年に設立された Novartis group（本社所在地はスイスのバーゼル）の一部となっている（Gerber のホームページ <http://gerber.com/contactus/history.asp> を参照）。しかし、1994年以降の Sandoz の、1996年以降の Novartis のアナニュアル・レポートは人手でできなかった。

20) その後の POW や POW 株式の行方については、資料の制約上、不明である。

21) この部分の記述は、次を参考にした。AICPA [1994], p. 253, *Annual Report of Dixie Yarns, Inc.*, 1993-1995. なお、後に述べるように、この事例は厳密には POW 取引といえないと考えられるが、AICPA [1994] では“Put Option” (POW) の事例として紹介されているので、ここに挙げておくことにする。

ドル)を、「プット・オプションの対象となった普通株式」として、繰延税金勘定と株主持分の間に開示し、株主持分計算書には計上しなかった²²⁾。しかし、受け取ったオプション料に関する記述は存在しなかった。よって、これは、普通株式と当該普通株式に対する売建プット・オプションとが不可分である「プット・オプション付普通株式 (puttable common stock)」であると考えられる²³⁾。なぜなら、POW の場合は、2年後の一定期日にのみ行使できるということはないからである²⁴⁾。この場合、実務は会計連続通牒第268号の規定に支配され、普通株式や、償還権を持たない持分証券を追加発行することで義務を満たす意図と能力がある場合には、プット・オプション付普通株式は持分であるが、その他の場合にはプット・オプション付普通株式全体は暫定的持分に表示される (FASB [1990], par. 360)。したがって、Dixie Yarns の場合には、現金で償還されるので、このプット・オプション付普通株式は暫定的持分となる。この普通株式は1995年に、約1828万1000ドルの現金で償還され、簿価と償還価格の差額の約10万3000ドルが、追加払込資本の減少として処理されている。

(5) Union Carbide Corporation の事例²⁵⁾

Union Carbide は、1993年に POW を発行した。「プット・オプション売却による受取金 (つまり POW)」が株主持分計算書において、追加払込資本の

22) この記述だけで、プット・オプションの対象となった普通株式が負債か暫定的持分かを判断することはできないが、少なくとも、持分からは除外しているものと思われる。

23) プット・オプション付普通株式は通常、株式の追加発行によって決済される (Chen and Kensing [1988], p. 27) が、必ずしも株式の追加発行によって決済されるわけではなく (FASB [1990], par. 353), Dixie Yarns の事例では、現金で決済される。なお、プット・オプション付普通株式については、次を参照されたい。Chen and Kensing [1988], FASB [1990], pars. 353-380.

24) POW の場合、ライターが2年間の間いつでも買戻し可能である (EITF [1987])。また、POW の場合は、「満期前にホルダーが行使しないという保証はありえない」(EITF [1987])とされているので、ホルダーは、満期までの間、常に行使可能である。いっぽう、プット・オプション付普通株式の場合、プット・オプションに係る権利のホルダーによる行使は通常、一定期日にのみ可能である (FASB [1990], par. 353)。

25) この部分の記述は、次を参考にした。AICPA [1996], pp. 452-453. *Annual Report of Union Carbide Corporation, 1993-1997.*

増加として計上されている一方、「プット・オプション義務の再分類（つまり POW 株式）」が追加払込資本の減少として計上され、貸方側では持分項目から除外されるが、独立した項目としては開示されない²⁶⁾。POW 取引は1993年から1997年まで行われているが、期間ごとに POW の金額が増加するだけで、行使もしくは満期により消滅した POW について会計処理は行われず、追加払込資本に計上されたままになっている。1995年以降のアンニュアル・レポートでは、POW 取引に関する追加払込資本の正味増減額のみが計上され、プレミアム金額と POW 株式の再分類額が相殺されているため、受け取ったプレミアムの金額は不明である。

(6) WMX Technologies, Inc. の事例²⁷⁾

WMX Technologies は1994年に、普通株式1790万株に対して POW を発行し、2996万5000ドルを得たが、これを追加払込資本に貸記し、その一方で、POW 株式に相当する金額2億5232万8000ドルを追加払込資本から除外し、暫定的持分に“Put Options”として計上した。このオプションは、ライターに、純額現金決済と現物決済の選択を認めているが、この時点では EITF 96-1 および EITF 96-13 は存在しないため、EITF 87-31 が適用される。1995年2月になって、同社は純額現金決済を行い、1201万9000ドルを支払った。この決済も、追加払込資本の減少として処理されている。さらに1995年にも、同社は POW を発行し、2162万2000ドルを得た。1995年の貸借対照表では、“Put Options”の金額は2億6195万9000ドルになっている。

26) よって、負債が暫定的持分かは不明である。しかしこの事例は、同じように負債が暫定的持分かは不明瞭な McDonald や Podlatch (後述) の事例とは異なり、貸借対照表に独立した項目として開示されていない。また、株主持分計算書では POW 株式を、「プット・オプション義務の再分類」という項目で表示しているため、POW 株式は、何らかの「義務」を表す項目に算入されているものと思われる。同社のアンニュアル・レポートにおいて、何らかの「義務」を表す項目は、「退職後給付義務」と「その他の長期義務」しか存在しない。よって、「プット・オプション義務」は、「その他の長期義務」項目に算入され、負債と分類されているものと思われる。

27) この部分の記述は、次を参考にした。Schneider and McCarthy [1995], p. 27, AICPA [1995], pp. 92-93, *Annual Report of WMX Technologies, Inc.*, 1994-1996.

なお、POW は行使されずに満期になるが、POW に関する会計処理は行われず、POW は追加払込資本に計上されたままになっている。

(7) The New York Times Company の事例²⁸⁾

New York Times は、1994年から POW 取引を行っている。1994年に同社が行った取引に関して見ていくと、株式121万株に対して発行した POW による受取金の118万9000ドルは、追加資本として計上され、1994年の決算時に残っている POW 株式12万株に対する要償還額266万ドルが、追加資本の控除として株主持分計算書に記録され、貸借対照表の貸方においては「その他の負債」に計上されている。しかし、POW 株式について、独立しての開示はなされない。また、公正価値の変動に関する開示は行われていない。行使された POW や、未行使のまま満期になった POW について、会計処理は行われず、POW の金額は追加資本に計上されたままになっている。また、1995年以降も、POW 取引について、1994年と同様の会計処理が行われている。

(8) General Mills, Inc. の事例²⁹⁾

General Mills は1994年に、POW を発行し、650万ドルを得た。同社は POW による受取額を、普通株式項目³⁰⁾に630万ドル、自己株式の減少に20万ドル計上し、POW 株式に関わる潜在的義務（1億2200万ドル）は、資本項目から「プット・オプションの対象となっている普通株式」という名称の暫定的持分項目に移される。

そして、1995年のアニュアル・レポートの株主持分の注記では、POW 株式

28) この部分の記述は、次を参考にした。AICPA [1995], p. 490, *Annual Report of The New York Times Company, 1994-1998*.

29) この部分の記述は、次を参考にした。Schneider and McCarthy [1995], p. 27, *Annual Report of General Mills, Inc. 1994-1999*.

30) General Mills のアニュアル・レポートにおいては、資本金項目と資本剰余金項目が「普通株式」という項目に統合されているので、この「普通株式」項目の減少が、減資にあたるのか、資本剰余金の取り崩しにあたるのか不明瞭である。

に相当する1億2200万ドルが、POWの消滅に伴い、暫定的持分項目から資本項目に再分類されている。しかし、満期や行使により消滅したPOWについての会計処理はなされず、自己株式の減少として計上されたままになっている。

同社は1996年以降もPOW取引を行うが、1996年以降の会計処理は1994年の場合とは異なり、POWの受取と決済による普通株式項目および自己株式項目の正味増加が記録されるだけで、POW株式の再分類は行われない。また、決済の選択権に関する記述はないが、1996年以降のアンニュアル・レポートでは、POWについての受取額と決済による支払額の正味額が株主持分計算書に記録されることから、何らかの決済方法の選択権がライターに与えられているものと考えられる³¹⁾。

(9) UST Inc. の事例³²⁾

USTは1995年から1997年まで、POW取引を行っている。1995年に受け取ったPOWの金額は30万ドルであった。同社はPOWの金額を、POW株式の再分類に係る追加払込資本の減少と相殺し、その差額の784万5000ドルを貸借対照表ではその他の負債に含めている。よって、受け取ったPOWの金額(30万ドル)は、追加払込資本に計上された後に、POW株式の再分類による追加払込資本の減少と相殺されたものとみられる。また、消滅したPOWに係る会計処理はなされなかった。その後も、1995年と同様の処理が行われている。

(10) Potlatch Corporation の事例³³⁾

Potlatchは1995年にPOWを発行し、74万6000ドルを得た。POW株式に関

31) もし決済方法の選択がなければ、POWの受取額と決済額の正味額が計上されることはなく、POWの受取額だけが計上されることであろう。また、ホルダーに決済方法の選択権があるならば、POWは負債に計上されることであろう。よって筆者は、ライターに決済方法の選択権があるものと判断したが、そのような記述がない以上、決済方法の具体的な内容については不明である。

32) この部分の記述は、次を参考にした。AICPA [1999], pp. 434-435, *Annual Report of UST Inc.*, 1995-1997.

33) この部分の記述は、次を参考にした。AICPA [1996], p. 253, AICPA [1998], p. 273, *Annual /*

わる潜在的義務（1224万7000ドル）は、貸借対照表では“Put Options”として、繰延税金とともに、「株主持分」と「その他の長期負債」の中間に分類された³⁴⁾。POW に該当する74万6000ドルと、POW 株式に該当する1224万7000ドルは、株主持分計算書で自己普通株式の欄に計上され、POW が自己株式の減少、POW 株式が自己株式の増加としてそれぞれ計上されている。取引終了時においては、POW についての会計処理は行われず、POW は自己株式の減少として計上されたままになっている。同社はそれ以降も POW 取引を行い、同様の会計処理を行っている。

(1) Mapco Inc. の事例³⁵⁾

Mapco は、1996年の第4四半期に普通株式55万株分について POW を発行した。プレミアム収入の59万5500ドルは、「額面超過資本（capital in excess of par value）」として計上された。いっぽう、POW 株式に該当する1670万ドルは、「普通株式に対する持分プット・オプション」という名称で、額面超過資本から除外され、繰延所得税や少数株主持分よりも下段に開示されている³⁶⁾。また、1997年にも45万株分について POW 取引を行い、同年の貸借対照表では、POW 株式に該当する金額の1230万ドルが1996年の時と同じように開示されるが、株主持分計算書の表記方法が変更され、POW 株式に関する項目が消え、POW 取引に関する正味の持分増減額の490万ドル³⁷⁾が「普通株式に対す

³⁴⁾ *Report of Potlatch Corporation, 1995-1999.*

³⁴⁾ これらの記述だけでは、POW 株式に該当する“Put Option”項目が暫定的持分であるとは断定できない。しかし、「繰延税金」と「株主持分」の中間に POW 株式に相当する項目が存在するのは、前述の McDonald の場合と同じであり、よって、Potlatch の場合にも、McDonald と同様に、「暫定的持分である」とする Schneider and McCarthy における言及（Schneider and McCarthy [1995], p. 27）が当てはまると考えられ、“Put Option”項目は「暫定的持分」と考えられる。

³⁵⁾ この部分の記述は、次を参考にした。AICPA [1997], pp. 255, 445, *Annual Report of Mapco Inc., 1996, 1997. Annual Report of Williams Companies, Inc., 1997, 1998.*

³⁶⁾ これは、前述の McDonald や Potlatch の場合と同じであり、よって、Mapco の POW 株式も「暫定的持分」に区分されているものと考えられる。

³⁷⁾ 1996年には55万株分に対して59万5500ドルを受け取り、次の年には45万株分に対して490万

る持分プット・オプションの売却による受取額」として株主持分計算書に計上されている。しかし、1996年に受け取ったプレミアムは、オプションが行使されたり満期になったりして消滅した後の1997年のアニュアル・レポートでは、POW についての会計処理が行われないうまま、額面超過資本に計上されたままになっている。

また、決済方法の選択についての言及がある。オプションが行使される場合に Mapco は決済方法の選択権を有し、株式の買戻しを行ってもよいし、株式の市場価格と POW の行使価格の差額を現金で支払ってもよい、と記述されている。決算日（1996年12月31日）の時点では EITF96-13 は成立しておらず、EITF 96-1 が適用されるはずであるが、この場合はライターである Mapco の方に決済方法の選択権があるので、EITF 87-31 が適用される。よって、POW は持分として計上され、POW 株式は暫定的持分として負債と持分の中間に開示される。Mapco の場合も、これらのルールに従っているものと思われる。

その後、Mapco は1998年3月に Williams Company, Inc. に買収されるが、1998年の Williams のアニュアル・レポートでは、Mapco から引き継いだ POW 株式を示す1230万ドルが消滅し、その分だけ持分が増加していることが、株主持分計算書に記されているだけである。また、1997年の Williams の財務数値を Mapco の合併後の数値に修正したアニュアル・レポート（1998年5月19日に SEC に提出された Form 8-K）でも、POW 取引の記述は株主持分計算書に存在するのみであり、貸借対照表や損益計算書には何の記述もない³⁸⁾。

、ドルを受け取るというのは不自然である。POW 株式の金額の減少から見て、この490万ドルは POW 取引による正味の持分減少額と考えるのが自然であろう。よって、1997年に受け取ったプレミアムの金額は不明である。

38) ゆえに、Mapco が暫定的持分と処理した POW 株式は、Williams の貸借対照表では明示されない。よって Williams は、前述の Union Carbide と同様に、Mapco の POW 株式を「その他の負債」とした上で合算したものと解される。なお、Williams そのものは POW 取引を行っていない。

(12) Times Mirror Company の事例³⁹⁾

Times Mirror は1996年から POW 取引を行っている。1996年のアニュアル・レポートにおいて同社は、受け取った POW に係る364万5000ドルを株主持分計算書の追加払込資本の増加として計上し、POW 株式に該当する3817万2000ドルを追加払込資本から除外し、「プット・オプションの対象となっている普通株式」という名称で暫定的持分⁴⁰⁾として開示している。その後も同社は POW 取引を行い、1996年と同様の会計処理を行っている。ただし、消滅した、もしくは行使された POW に係る会計処理はなされない。

(13) Xerox Corporation の事例⁴¹⁾

Xerox は1996年から POW 取引を行っている。1996年に同社は、POW の対価として1100万ドルを受け取り、それを追加払込資本の増加として計上している。この POW は満期にしか行使できず、満期時にホルダーによって行使された場合に、ライターに現物決済と純額現金決済との選択を認めるものである。同社は POW 株式の再分類を行っていないため、EITF96-13 に依拠しているとみられる。同社はそれ以降も、1996年に行った会計処理と同様の会計処理を行っている。ただし、Xerox においては、消滅した、あるいは行使された POW に係る会計処理はなされない。

(14) Gillette Co. の事例⁴²⁾

Gillette は、1997年から POW 取引を開始した。1997年に得たプレミアムは

39) この部分の記述は、次の参考にした。AICPA [1999], pp. 113-114, *Annual Report of Times Mirror Company, 1996-1999*.

40) Times Mirror の場合、POW 株式は総負債の計算からは除外され、さらには株主持分からも除外されているので、1994年の General Mills と同様、この POW が暫定的持分であることは明らかである。

41) この部分の記述は、次の参考にした。AICPA [1999], pp. 438-439, *Annual Report of Xerox Corporation, 1996-1999*.

42) この部分の記述は、次の参考にした。AICPA [1998], pp. 452-453, *Annual Report of Gillette Co., 1997-1999*.

2万7000ドルであり、同社はこの金額を追加払込資本に計上した。いっぽう、1997年の貸借対照表において、POW株式にあたる金額は40万7000ドルであり、同社はこの金額を追加払込資本から除外し、貸借対照表においては、「普通株式に対するプット・オプションに関する条件付償還価値 (contingent redemption value of common stock put options)」という名称で、少数株主持分と株主持分の中間に独立開示した。よって、同社はPOW株式を暫定的持分として開示しているものと考えられる⁴³⁾。また、POWやPOW株式に係る公正価値評価は行われない。同社は1998年以降もPOW取引を行い、1997年と同様の会計処理を行っている。1998年の貸借対照表におけるPOW株式の金額は27万7000ドルであり、同年の株主持分計算書においては、1997年と1998年のPOW株式の差額の13万ドルだけ、追加払込資本が増加している。

「買戻さねばならなかった発行済普通株式はなかった」という注記の記述があることから、POWは行使されずに消滅していることが窺える。しかし、消滅したPOWの金額に関する会計処理は行われず、依然として追加払込資本に計上されたままであり、受け取ったオプション料の金額だけ追加払込資本を増加させる会計処理がなされている。

(15) Maytag Corporation の事例⁴⁴⁾

Maytagは1997年にPOW取引を行い、プレミアムの985万6000ドルを追加払込資本に計上した。このPOWは、ホルダーによって行使された時に、ライターに現金による決済と株式による決済⁴⁵⁾の選択を認めている。しかし、POW株式に係る再分類は行われないことから、同社は、EITF96-13に依拠

43) この会計処理は、前述のMcDonald, Podlatch,あるいはMapcoの事例と同じであるため、GilletteのPOW株式も、暫定的持分として処理されているものと判断した。

44) この部分の記述は、次を参考にした。AICPA [1999], pp. 480-481, *Annual Report of Maytag Corporation, 1997-1999*.

45) 株式による決済には2通りある(脚注9)および脚注10)を参照)が、Maytagのアンニュアル・レポートでは、株式でも決済できると記述されているだけであり、株式による決済の詳細な方法については記されていない。

しているものとみられる。同社は1998年以降も POW 取引を行い、1997年と同様の方法で会計処理している。ただし、消滅したり行使された POW に係る会計処理はなされない。

(16) Tandy Corporation の事例⁴⁶⁾

Tandy は1998年に POW 取引を行い、30万ドル（同社のキャッシュ・フロー計算書による）を受け取った。この POW は満期日にのみ行使可能であり、ライターに現物決済と純額現金決済のいずれかを選択する権利を与えている。同社は POW に係る30万ドルを POW 株式に係る金額と相殺し、POW 株式から POW の30万ドルを控除した330万ドルを自己株式から控除し、そしてその金額を「普通株式プット・オプション」という呼称で、貸借対照表ではその他の負債と株主持分の中間⁴⁷⁾に暫定的持分として独立開示している。同社は1999年にも POW 取引を行い、1998年と同様の会計処理を行っている。ただし、消滅したり行使された POW に係る会計処理はなされない。

(17) Dow Jones and Company, Inc. の事例⁴⁸⁾

Dow Jones は1998年に POW 取引を行い、受け取った POW に該当する349万ドルを追加払込資本に計上した。この POW はホルダーによって行使された時に、ライターに現物決済と純額現金決済と純額現物決済との選択を認めるものである。同社は POW 株式の再分類を行っておらず、EITF96-13 に依拠しているものとみられる。同社は1999年にも POW 取引を行い、1998年と同様の会計処理を行っている。ただし、消滅したり行使された POW に係る会計処理はなされない。

46) この部分の記述は、次を参考にした。AICPA [1999], pp. 257-258, *Annual Report of Tandy Corporation, 1998-1999*.

47) この場合も、前述の McDonald, Potlatch, Mapco, および Gillette の事例と同じであるため、同社の POW 株式も、暫定的持分として処理されているものと判断した。

48) この部分の記述は、次を参考にした。AICPA [1999], p. 278, *Annual Report of Dow Jones and Company, Inc., 1998-1999*.

(18) 小 括

ここでは、主に *Accounting Trends & Techniques* における記述を基に、POW 取引に関する開示実務を概観した。これらをまとめると、次のようになる(第3表)。この第3表を踏まえ、ここで簡単に要約を行っておきたい。

まず、POW の金額については、資本(払込資本、追加払込資本、あるいは自己株式の減少)として明確に開示している事例と、POW 株式の金額と相殺して明確に開示していない事例とが存在したが、取引終了時において満期になったり行使された POW について、会計処理は行われずに計上されたままになっている(資料不足で判断できなかった事例を除く)。また、POW 株式を持分から除外して再分類する事例では、注記等で暫定的持分と明記する事例、暫定的持分なのか負債なのか不明瞭な事例、負債として独立開示されない事例はあったが、POW 株式を持分としている事例はなかった。POW 株式の相手勘定(借方)は、資本剰余金(追加資本、追加払込資本、額面超過資本)の減少とする例が比較的多いが、自己株式の増加とする事例(McDonald, Potlatch, Tandy の各事例)や、資本金と留保利益を減少させる事例(Gerber の事例)もあった。その一方で、POW 株式の再分類がなされない事例もあった。

ただし、POW 取引において、受け取ったオプション料を何らかの形で持分に計上し、POW が行使や満期によって消滅した時に POW に関する会計処理がなされないという点と、POW 株式を表示する場合(表示しない場合を除く)に POW 株式を持分から除外する点は、いずれの事例も変わらない。

V 現行実務に対する評価

ここで、実務に対する評価を行っておきたい。

取引開始時における POW の処理に関する実務では、何らかの形で持分項目としている点は、共通している。拠出资本(資本金ないしは資本剰余金)とする事例が多いが、POW 株式の再分類と相殺し、持分内部での区分が不明瞭な事例もあれば、自己株式の減少とする事例もあり、あるいは、General

第3表 POW 取引に関する実務のまとめ

企業名	対象年度	①取引開始時における POW の区分	②取引開始時における POW 株式の区分	③取引開始時における POW 株式の相手勘定の区分	④公正価値評価	⑤取引終了時における POW の処理	決済方法の選択権	備考
Bocing	1992-1994	払込資本	暫定的持分	追加払込資本から除外	記述なし	なし	なし	
McDonald	1992-1999	POW 株式による再分類と相殺	暫定的持分	自己株式の増加	記述なし	なし	なし	
Gerber Products	1993	POW 株式による再分類と相殺	流動負債	資本金および留保利益から除外	記述なし	不明(注1)	なし	1994年以降のアンニュアル・レポートは入手できず(注2)
Dixie Yarns	1993-1995	記述なし	暫定的持分	合併によって取得される純資産	記述なし	なし	なし	POW 取引ではなく、プット・オプション付き普通株式
Union Carbide	1993-1997	追加払込資本	その他の長期義務(負債)	追加払込資本から除外	記述なし	なし	なし	
WMX Technologies	1994-1996	追加払込資本	暫定的持分	追加払込資本から除外	記述なし	なし	ライターに現物決済と純額現金決済との選択権を与える	1998年以降のアンニュアル・レポートは入手できず
New York Times	1994-1998	追加資本	その他の負債	追加資本から除外	記述なし	なし	なし	
General Mills	1994-1999	資本(資本金および資本剰余金)および自己株式の減少	暫定的持分(1994年-1995年)なし(1996年以降)	資本から除外(1994年-1995年)なし(1996年以降)	記述なし	なし	なし(1994年-1995年)ライターに選択権を与える(1996年以降)(注3)	
UST	1995-1997	追加払込資本	その他の負債	追加払込資本から除外	記述なし	なし	なし	
Potlatch	1995-1999	自己普通株式の減少	暫定的持分	自己普通株式の増加	記述なし	なし	なし	

持分概念の曖昧さと会計実務における弾力性

Mapco	1996-1997	額面超過資本	暫定的持分 (注4)	額面超過資本 から除外	記述なし	なし	ライターに現 物決済と純額 現金決済との 選択権を与える	1998年以降 Williams に合併される
Times Mirror	1996-1999	追加払込資本	暫定的持分	追加払込資本 から除外	記述なし	なし	なし	
Xerox	1996 1999	追加払込資本	なし	なし	記述なし	なし	ライターに現 物決済と純額 現金決済との 選択権を与える	
Gillette	1997- 1999	追加払込資本	暫定的持分	追加払込資本 から除外	記述なし	なし	なし	
Maytag	1997- 1999	追加払込資本	なし	なし	記述なし	なし	ライターに現金 による決済 と株式による 決済との選択 権を与える	
Tandy	1998- 1999	自己普通株式 の減少	暫定的持分	自己普通株式 の増加	記述なし	なし	ライターに現 物決済と純額 現金決済との 選択権を与える	
Dow Jones	1998- 1999	追加払込資本	なし	なし	記述なし	なし	ライターに現 物決済・純額 現金決済・純 額現物決済と の選択権を与える	

注 1) : 「不明」とは、資料不足により不明であることを示す。

- 2) : Gerber Products は1994年に Sandoz Ltd. に合併され、さらに Gerber Products は現在、Sandoz と Ciba-Geigy Ltd. との合併により1996年に設立された Novartis group の一部となっている。しかし、1994年以降の Sandoz の、1996年以降の Novartis のアニュアル・レポートは入手できなかった。
- 3) : 決済方法に関する記述は見当たらず、決済方法についての具体的な内容は不明であるが、POW の決済額が株主持分計算書に計上されていることから、1996年以降の同社の POW には、決済方法の選択権がライターに付されているものと考えられる。
- 4) : Mapco を合併した Williams は Mapco とは異なり、POW 株式を「その他の負債」に計上しているものと解されるが、Williams そのものは POW 取引を行っていないので、ここでは Williams の開示実務についてはとりあげない。

Mills のように、自己株式の減少と資本に分けて計上している事例もあり、多様な実務が行われている。しかし、POW 株式の再分類と相殺する実務 (McDonald, Gerber, UST, Tandy の各事例) は、オプション料の受取取引をあたかも生じなかったかのように見せることになり、情報の開示という点からみれば不適切な実務といえよう。また、オプション料の受取を自己株式の減少であるとする実務 (General Mills, Potlatch の各事例) は、自己株式の減少でないものを自己株式の減少として処理することになり、論理的には説明できない。

POW 株式が表示される事例において、取引開始時に貸方に現れる POW 株式については、持分から除外する点については各事例において共通するものの、負債とする事例と暫定的持分とする事例があり、さらには負債なのか暫定的持分なのかについて、一見しただけでは判断できない事例もあった。よって、POW 株式に関しては、負債とする事例と暫定的持分とする事例とがあり、統一されていないというのが現状である。

また、取引開始時における POW 株式の相手勘定 (借方項目) については、持分項目の減少という点においては各事例とも一致するものの、実務においては様々な処理が行われている。したがって、POW 株式の相手勘定に関しては、様々な実務が存在し、統一されていない上に、POW 株式の相手勘定として、発生してもいない自己株式を計上したり (McDonald, Potlatch, Tandy の各事例)、資本金と留保利益の減少として処理する (Gerber の事例) など、論理的に説明できないものもある。

いっぽう、POW 株式が表示されない事例はいずれも、株式決済と純額現金決済の選択をライターに認める事例 (1996年以降の General Mills の事例も当該事例に含まれると考えられる) であった。決済方法の選択をライターに認める場合に POW 株式を示さなくてもよいとする規定が、EITF96-13 に存在するので、これらの事例は EITF96-13 に沿っているとみられるが、POW 株式を表示しなくてもよいのは選択肢に純額現物決済が含まれる時に限られるため、

これらの事例全てが厳密に EITF96-13 に依拠しているか否かについては疑問である。

また、取引終了時に消滅した POW に係る金額は、依然として持分項目に計上されたままになっている。POW はホルダーにとっては株式を売る権利であり、ライターにとっては株式を買う義務である。取引が終了すれば、POW に関する権利・義務関係は消滅する。しかし、POW 消滅時に POW に関する仕訳は行われず、POW は何らかの形で持分と計上された後、何らかの形で持分の一要素として計上されたままになっている。

また、決済方法に言及した事例は本稿でとりあげた17例（Dixie Yarns の事例を除くと16例）のうち6例（1996年以降の General Mills の事例を含めると7例）であるが、いずれもライターに決済の選択権を与える事例であり、ホルダーに選択権を与える事例は見出せなかった。ホルダーに決済方法の選択権を与える事例が見出されなかった点について、こうした取引が存在しないためであるのか、こうした取引の内容が示されないからであるのかについては、本稿における検討だけでは判断できない⁴⁹⁾。

VI 総括と今後の課題

本稿における議論を要約すると、次のようになる。

- (1) POW 取引に関する実務で見てきた事例はすべて、POW 取引を資本取引とみなし、POW を持分として処理し、損益が生じない、という事例である。この点において、実務において各企業は、EITF ルールに従っているものと考えられる。
- (2) POW に関しては、EITF ルールにおいて恒久的持分と定められているだけであり、実務においては多様な実務が行われ、中には POW を自己株式の減少として処理する企業もあり、この処理法によると、生じていない自己株式の減少が起こることになり、この処理は論理的に説明できない。

49) この点については、さらに資料を入手した上で検討したい。

(3) POW 株式に関する EITF ルールにおいては、貸方に現れる「POW 株式」勘定については「暫定的持分とすべし」という規定があるが、その相手勘定については規定がないため、様々な実務が存在し、中には自己株式が生じていないのにも拘らず借方に「自己株式」を計上する企業や、資本金と留保利益を減少させる企業もあり、論理的でない処理が行われている。しかし、EITF ルールに依ると、これらの処理はいずれも持分を減少させる処理であるため、こうした非論理的な実務が容認されてしまう。

つまり、POW 取引に関する実務は、EITF ルールに従ってはいるが、企業によって相違があるのみならず、論理的に説明できないものもある、ということが本稿の検討から明らかになった。こうした現象は、EITF ルールが不十分であるがゆえに生じたものと考えられる⁵⁰⁾。しかし、EITF ルールにおけるこのような不十分さは、「持分（あるいは持分の減少）とすべし」という規定から生じたものであると考えられる。

FASB は、概念フレームワークにおいて、持分概念を残余かつ総額としてしか定義しない。元来、持分概念は残余概念・総額概念として曖昧なものであるが、FASB 概念フレームワークにおいては、このような曖昧さを持った持分概念しか定義されていないが故に、会計ルールの設定の次元において「持分（あるいは持分の減少）とすべし」という規定が生じうる。こうした規定は、「持分（あるいは持分の減少）であればどのような会計処理を行ってもよい」という解釈を生み、実務における弾力的な運用を可能とする。よって、本稿で見たように、多様な実務が生まれる。この意味において、概念的に抽象的な持分概念は、実務においては弾力性を有する。そして、持分概念のこのような弾力性は、企業が論理的でない会計処理を行う可能性を生じせしめる。

50) EITF は緊急を要する会計問題に対する迅速な指針作りを主目的として設立されている (Wishon [1985], p. 45) ので、個々の EITF ルールが不十分なものとなるのはやむを得ることかもしれない。しかし、EITF ルールが一般に認められた会計原則の源泉となり、実務を拘束する性格を持つものである以上、そのルールに不十分な点があれば、そのルールを修正することが必要となろう。

これらの点を考慮すると、FASB 概念フレームワークのように、持分概念を単に残余かつ総額で定義するだけでは不十分であり、よって、持分内部の項目にも目を向け、持分内部の項目についても定義する必要がある。また、POW 取引に関する EITF ルールのように、「持分（あるいは持分の減少）」と規定するだけでは不十分であり、ルール設定の次元で持分の内訳項目に留意し、持分内部のどの項目をどのように増減するのかについて、明確に規定する必要がある。

なお本稿では、EITF ルールに依拠した上で、資本取引とされる POW 取引に対して、「持分（あるいは持分の減少）とすべし」と規定するだけでは不十分であることを指摘したが、EITF ルールそのものの是非や、POW 取引についての EITF ルールや会計実務と対比される「あるべき POW 取引の会計処理」については論じることができなかった。これらの点については、別稿（池田 [2000]）にて論じる予定である。

【付記】 校正の段階で、各社の1999年のアニュアル・レポートを入手することができたので、1999年のアニュアル・レポートのデータを追加した上で検討した。

引用文献一覧

- 池田幸典 [1999] 「自社の株式を対象とした売建プット・オプション取引における会計問題（1）」『経済論叢』第164巻第2号。
- 池田幸典 [2000] 「自社の株式を対象とした売建プット・オプション取引における会計問題（2）」『経済論叢』第165巻第3号掲載予定。
- 荻茂生・川本修司 [1997] 『デリバティブの会計実務』中央経済社。
- 梶田龍三 [1996] 「自己株式を対象としたプット・オプションの会計問題」『旬刊経理情報』第788号。
- 梶田龍三 [1997] 「デリバティブと自己株式会計」『会計』第151巻第5号。
- 徳賀芳弘 [1997] 「A/L view 採用の制度的帰結」（日本会計研究学会スタディ・グループ・津守常弘主査『会計の理論的枠組みに関する総合的研究（最終報告）』97-106ページ。
- 野口晃弘 [1999] 『条件付持分証券の会計』新世社。

- AICPA [1993-1999] *Accounting Trends & Techniques*, 47-53 ed., AICPA.
- APB [1966] *Reporting the Results of Operations*, Opinion No. 9.
- Beier, R. J., and R. H. Herz [1997] "Accounting for 'Free Standing' Interest Rate, Commodity, and Currency Derivatives-Futures, Forwards, Swaps, and Options" in *Accounting for Derivatives*, ed. by R. E. Perry, Irwin, pp. 25-92.
- Chen, A. H., and J. W. Kensinger [1988] "Puttable Stock: A New Innovation in Equity Financing," *Financial Management*, Vol. 17, No. 1, pp. 27-37.
- EITF [1987] *Emerging Issues Task Force Issue Summary/Minutes: Sale of Put Option on Issuer's Stock*, Issue No. 87-31.
- EITF [1988] *Emerging Issues Task Force Issue Summary/Minutes: Put Warrants*, Issue No. 88-9.
- EITF [1995] *Accounting for Financial Instruments Indexed to, and Potentially Settled in, a Company's Own Stock*, Issue No. 94-7, in *EITF Abstracts: A Summary of Proceedings of the FASB Emerging Issues Task Force, as of September 19, 1996*, ed. by FASB, pp. 775-776A.
- EITF [1996] *Sale of Put Option on Issuer's Stock that Require or Permit Cash Settlement*, Issue No. 96-1, in *EITF Abstracts: A Summary of Proceedings of the FASB Emerging Issues Task Force, as of September 19, 1996*, ed. by FASB, pp. 843-844.
- EITF [1997] *Accounting for Derivatives Financial Instruments Indexed to, and Potentially Settled in, a Company's Own Stock*, Issue No. 96-13, in *EITF Abstracts: A Summary of Proceedings of the FASB Emerging Issues Task Force, as of September 19, 1997*, ed. by FASB, pp. 871-874G.
- FASB [1985] *Elements of Financial Statements*, Statement of Financial Accounting Concepts No. 6. (平松一夫・広瀬義州訳 [FASB 財務会計の諸概念 (改訳新版)] 中央経済社, 1994年)。
- FASB [1990] *An Analysis of Issues Related to Distinguishing between Liability and Equity Instruments and Accounting for Instruments with Characteristics of Both*, Discussion Memorandum.
- Schneider, D. K. and M. G. McCarthy [1995] "Put Option Written on an Enterprise's Own Stock: Accounting for a Popular Derivative," *The Journal of Corporate Accounting and Finance*, Vol. 6, No. 3, pp. 19-30.
- SEC [1979] "Presentation in Financial Statements of 'Redeemable Preferred Stocks'," Accounting Series Release No. 268, *SEC Docket*, Vol. 17, No. 20, pp. 1412-1419.

Wishon, K. [1985] "A New Approach to Emerging Accounting Issues," *Financial Executive*, Vol. 1, No. 4, pp. 45-49.